

保険診療について（追記 R4.5.1 時点）

厚生労働省より令和4年4月1日以降、不妊治療に対し保険診療が適応されることが発表されました。
当院でも保険診療に向けて準備を進めております。それに伴い、下記記載事項に関してお知らせ致します。

- ① 治療を計画する際は【婚姻】の確認をすることが決められております。
従いまして、当院でも婚姻確認の方法を変更させていただきます。
ご夫婦が同一世帯である場合：保険証と住民票(原本3か月以内の発行・続柄の記載があるもの)
単身赴任等によりご夫婦が同一世帯でない場合：保険証と戸籍謄本(原本3か月以内の発行・続柄の記載があるもの)
- ② 保険診療初回診察時は、治療計画のご説明の為、原則としてご夫婦でご来院下さい。
ご夫婦で来院できない場合は初回診察前にご夫婦でご来院ください。その際に確認させていただきます。
どうしても初回時に来院できない・事前に来院できない、その場合は診察のどこかで必ず来院してください。

体外受精を希望する患者様は感染症の採血が必要となります。
感染症の採血は自費となりますので保険診療初回診察時の前に採血して頂く必要がございますので事前にご来院ください。
- ③ 保険の対象となる年齢と回数制限(体外受精)
治療開始時点で40歳未満：6回まで
40歳以上43歳未満：3回まで
これは移植回数に応じた回数となります。
- ④ 人工授精周期の方で、精子凍結を希望する場合は合、夫：自費診療 妻：保険診療となります。

今後、厚生労働省より新たな発表があった場合は、お知らせさせていただきます。



慶愛クリニック

院長 竹原 祐志